

AHC グループ株式会社 定款

AHC グループ株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、AHC グループ株式会社と称し、英文では、AHC GROUP INC.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営コンサルティング業務
2. 事務代行業務及び記帳代行業務
3. 外食事業に関する運営指導・ノウハウの提供
4. 介護事業に関する運営指導・ノウハウの提供
5. 福祉事業に関する運営指導・ノウハウの提供
6. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、利用および不動産に関するコンサルティング業務
7. 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
8. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ①訪問介護
 - ②訪問入浴介護
 - ③訪問看護
 - ④訪問リハビリテーション
 - ⑤居宅療養管理指導
 - ⑥通所介護
 - ⑦通所リハビリテーション
 - ⑧短期入所生活介護
 - ⑨短期入所療養介護
 - ⑩特定施設入所者生活介護
 - ⑪福祉用具貸与
9. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - ①地域密着型通所介護
 - ②夜間対応型訪問介護
 - ③認知症対応型通所介護
 - ④小規模多機能型居宅介護
 - ⑤認知症対応型共同生活介護
 - ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ⑨複合型介護
- 10. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
- 11. 介護保険法に基づく施設サービス事業
 - ①介護老人福祉施設
- 12. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ①介護予防訪問介護
 - ②介護予防訪問入浴介護
 - ③介護予防訪問看護
 - ④介護予防訪問リハビリテーション
 - ⑤介護予防居宅療養管理指導
 - ⑥介護予防通所介護
 - ⑦介護予防通所リハビリテーション
 - ⑧介護予防短期入所生活介護
 - ⑨介護予防短期入所療養介護
 - ⑩介護予防特定施設入所者生活介護
 - ⑪特定介護予防福祉用具販売
 - ⑫介護予防福祉用具貸与
- 13. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
 - ①介護予防認知症対応型通所介護
 - ②介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ③介護予防認知症対応型共同生活介護
- 14. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 15. 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ①第1号訪問事業
 - ②第1号通所事業
 - ③第1号生活支援事業
 - ④第1号介護予防支援事業
- 16. 居宅介護福祉用具の販売
- 17. 高齢者、病人、身体障害者に対する入浴、食事、洗濯、掃除その他日常生活における介護サービスに関する業務
- 18. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業
- 19. 有料老人ホーム事業
 - ①健康型有料老人ホーム
 - ②住宅型有料老人ホーム
 - ③介護付き有料老人ホーム
- 20. 高齢者用住宅事業
 - ①サービス付き高齢者向け住宅
 - ②住宅改修業務

21. 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業
22. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
23. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
24. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
25. 児童福祉法に基づく障害児入所施設事業
26. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
27. 福祉・介護に関する教育事業
28. メンタルヘルスに関する教育及びコンサルティング業務
29. 飲食店の経営
30. 食料品の加工
31. 食料品の販売
32. 労働者派遣事業
33. 有料職業紹介事業
34. アプリケーションソフトウェアの開発
35. インターネットを利用した通信販売
36. 昆虫の飼育及び販売並びに昆虫に関する製品の企画、製造及び販売
37. 農産物の栽培及び販売並びに農産物の栽培用資材及び農産物加工食品の企画、製造及び販売
38. 出版業
39. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、6,400,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、必要に応じてその決議によって取締役社長を1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下報酬等という)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する限度において、限定する契約を締結することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第 30 条 当会社の監査役は3名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定まる。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する限度において、限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。